
種別 : 個人
氏名 : 森 伸雄

質問 4 適用時期及び経過措置に関する質問について

当方、今回の草案については総じて納得が行かない部分が多いが、特に経過措置の取り扱いに対して不安が残る。私は既に定年を迎えた身だが、この草案に準拠した会計処理を行った場合、業績条件達成時に遡及的に株式報酬費用が計上されることになるのだろうか。その場合、費用計上したのために、業績条件が不達成になる可能性がありはしないか。有償新株予約権を保有している従業員の立場からいえば、難易度がさらに引き上げられるということだ。

もともと有償新株予約券権は、各企業が自社株への投資制度という位置付けをとっており、私を含め条件や投資額を考慮の上、申し込んだ人間が多いはずだ。手元資金が少ない中では、魅力的な投資手段であった。大企業ならいざしらず、新興企業では十分な福利厚生も期待できない中、自社成長に伴い収益期待が高まるこういった商品に投資できる機会は、低金利が定着した中で非常にありがたい物であった。

そういった商品に対し、経過措置を設けることは絶対に必要だと考える。経過措置もなく、事後的に実質的な条件を変えるという事は、発行会社に対する不信感を増大させることにもつながる。

よって経過措置期間を設け、経過措置自体を不透明な物としかねない、遡及適用原則との記載は改めるべきだと考える。

どういった経緯で今回の草案となったのか、専門家の会議で十分な議論がなされたのだと信じたいが、雑誌等では大手監査グループでも意見が分かれているとの記事も散見される。きちんと現場の意見も聞き、結果ありきの議論はやめてほしい。大企業よりの指針ではなく、経済活性化のためにも、様々な投資手段を疎外するような草案自体についても基本的には反対である。